



Tax Newsflash

中国

税理士法人トーマツ

2015年5月19日号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国国家税务总局が税務関連事項の審査取消後の管理手続を明確化

「国務院:一部の行政審査項目の取消しおよび調整等の事項に関する決定」(国発[2015]11号)および「国務院:一部の行政審査項目の取消しおよび権限移譲に関する決定」(国発[2014]5号)により、4項目のクロスボーダーの税務にかかわる行政審査の要求が取り消された。

これらの行政審査の取消しを受けて、国家税务总局は2015年4月17日に第22号公告:『「非居住者企業の所得税みなし徴収管理弁法」等の文書の改正に関する公告」(以下「22号公告」)を公布し、クロスボーダーの税務管理にかかわる3つの通達類が改正された。22号公告は2015年6月1日から施行される。

(1) 具体的な内容

22号公告における以下の2つの通達の改正が特に注目される。

1) 国税発[2010]19号「非居住者企業の所得税みなし徴収管理弁法」第9条

22号公告による改正前においては、みなし徴収方式を採用しようとする非居住者企業は、《鑑定表》に記入し、それを管轄税務機関に提出して承認を得なければならなかった。改正後は、非居住者企業が自ら《鑑定表》を税務機関に提出する必要はなくなる。代わりに、管轄税務機関は適時に《鑑定表

》を非居住者企業に交付しなければならない。しかしながら、22号公告では、ここでいう“適時”については定義していない。

上記の改正は、税收徴収管理法第35条の規定と一貫するものである。当該条項では、税務機関は特定の状況下において、納税者の納税額を査定する権限を有する旨を規定している。このほか、この改正は、非居住者企業が自らみなし徴収方式を選択できなくなることを意味する可能性もある。

2) 国家税务总局公告2013年第72号「国家税务总局:非居住者企業の持分譲渡に係る特殊税務処理の適用に関する問題の公告」第7条

22号公告による改正前においては、クロスボーダーの持分譲渡取引を行う非居住者企業は、もし適時に特殊税務処理の適用に係る届出をしなければ、特殊税務処理(すなわち、免税または課税の繰延)を適用することはできないとされていた。例えば取引が特殊税務処理の適用要件をすべて満たしていたとしても、適時に届出をしなければ、非居住者企業は特殊税務処理を適用できない可能性があった。

実務において、このような届出の要求があることにより、多くの納税者が適時に届出をしなかったことのみによって、特殊税務処理を適用する権利を失って

いた。22号の発効後に発生した取引については、このようなことはなくなるが、管轄税務機関は特殊税務処理の適用要件に基づいて、取引に当該処理を適用できるか否かを判断することが必要になる。同時に、納税者に対して規定に従って届出手続を行うよう告知することになる。

22号公告では、公告の発効前に発生した、特殊税務処理の適用要件は満たしているが、適時に届出を行っていない非居住者企業のクロスボーダーの持分譲渡取引についても特殊税務処理を適用できるか否かには触れていない。これについては、実務運用の状況を見ることになる。

(2) デロイトのコメント

22号公告の公布は、行政審査の要求(特に明確な法律の根拠を欠く行政審査)を減らしていくという国務院の求めに一致するものである。今後、税務行政審査制度の改革もさらに進むことが期待される。例えば、2015年5月4日に国務院が公布した国発[2015]27号により、約50項目の行政審査が取り消されたが、その中には租税条約の恩恵を享受するための事前審査も含まれている。このような傾向がある中で、納税者は意識を変えて、新しい税務管理の環境に適応する必要がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子
email: emiko.okubo@tohmatsumatsumi.co.jp

東京事務所

〒100-8305
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階
T e l: 03-6213-3800(代)
email: tax.cs@tohmatsumatsumi.co.jp
会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co
税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。